

基発 0410 第 3 号
令和 6 年 4 月 10 日

別記団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に
関するガイドラインの一部改正について

標記については、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 8 号）及び作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 18 号）が、令和 2 年 1 月 27 日に公布及び告示され、令和 3 年 4 月 1 日から個人サンプリング法による作業環境測定が選択的に実施できることとなるとともに、「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定したところです。

今般、作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 187 号）が、令和 6 年 4 月 10 日に告示され、令和 7 年 1 月から個人サンプリング法の測定対象物質等が拡大されるため、併せてガイドラインの一部を別添 1（新旧対照表）のとおり改正し、改正後のガイドラインは別添 2 のとおりとなります。

各団体におかれては、会員事業者に対し、ガイドラインの改正内容を周知いただきますようお願い申し上げます。